別表十二(三)
「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	(　　)

事業場の名称		1		翌期繰越額の計算	期首金属鉱業等鉱害防止準備金の金額	7	円
特定施設の名称		2			当期益金算入額：鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8	
					当期益金算入額：同上以外の場合による益金算入額	9	
					当期益金算入額：計 (8)＋(9)	10	
当期準備金積立額		3	円		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3)－(6)	11	
積立限度額の計算	当期中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額	4			期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (7)－(10)＋(11)	12	
				貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている金属鉱業等鉱害防止準備金	13	
	積立限度額 (4)×$\frac{80}{100}$	5			差引 (13)－(12)	14	
					当期分：貸借対照表の取崩不足額 (10)－((3)－((13)－前期の(13)))	15	
					当期分：当期に生じた差額の合計額 (6)＋(15)	16	
積立限度超過額 (3)－(5)		6			前期以前分：前期末における差額 (前期の(14))	17	

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の44第１項」※１
又は「第68条の44第６項」※２
② 「区分番号」欄：「10191」
③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※１　※２に該当するもの以外
※２　適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合